様式第３号

診　断　書

〔大阪市重度障がい者日常生活用具給付事業【難病患者等用】〕

この診断書の記入に当たっては、別紙「主治医様へお願い」を参考にしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  患者氏名 |  | 生年  月日 | | 年　　　月　　　日  　　　　　　　　　　　　　　　歳 | |
| 患者住所 | 大阪市　　　　　　　　区 | | | | |
| 疾病名※ |  | | | | 発病時期　　　　　年　　　月 |
| 症状 |  | | | | |
| 日常生活用具を必要とする身体の状況及び必要とする器具の名称 |  | | 種  目 | １特殊寝台　２特殊マット　３特殊尿器  ４体位変換器　５移動用リフト  ６褥瘡予防マット　７入浴補助具  ８便器　９歩行支援用具　10特殊便器  11自動消火器　12ネプライザー  13電気式たん吸引器  14パルスオキシメーター（※）  ※重度の方で、簡易型では対応できない理由がある場合は、その旨記載してください。 | |

|  |
| --- |
| 上記の患者は、在宅で療養が可能な程度に症状が安定しており、「日常生活用具の給付」を（ 可 ・ 不可 ）とします。病状等については以上のとおりであると診断します。    　　年　　月　　日　　　医療機関名  　　　　　　　　　　　　　　医療機関所在地  　　　　　　　　　　　　　　担当医師　氏名  　　　　　　　　　　　　　　担当医師　連絡先　　TEL （ 　 ）　　　 － |

※ 疾病名は、障害者総合支援法施行令第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病名を記載すること。

**【注】この診断書は、医療機関において「封緘」のうえ、交付くださいますようお願いします。**

主治医様へお願い

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市　　　　区保健福祉センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先(　06　－　　　　－　　　　)

　大阪市では、難病患者等で 介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とならない人に、在宅における療養生活を支援するため「大阪市重度障がい者日常生活用具給付事業」を実施しています。当該事業は難病患者等のご希望により、下記別表の１４種類の日常生活用具を支給する制度です。この事業において用具の給付を受けていただくために、該当疾病であること等医師の診断書が必要です。

つきましては、以下のことに留意して指定の診断書用紙にご記入くださいますようお願いします。

なお、当該疾病（難病等）が起因となり、各種目ごとの対象者となる要件を満たす場合で、かつ現状・病状から当該用具が必要であると認められる場合に給付するものとしています。

　診断書には、　①　症状欄には、在宅で療養が可能な程度に症状が安定している患者の当該疾病に関する

現在の主要症状を記入してください。また、別表の対象者としての状況に該当するか否かも記載してください。

　　　　　　　　　　②　当該疾病にかかる現状・病状から必要と認められる用具がある場合、身体の状況欄への記載及び種目欄に○印を付してください。

　以上について、ご指示くださいますよう、お願い申しあげます。

　　　 　別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 種　　目 | 対　象　者 | 性　　　能　　　等 |
| 1 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能に障がいのある人 | 原則として頭部及び脚部の傾斜角度が個別に調整できる機能を有するもの |
| 2 | 特殊マット | 寝たきり状態にある人 | 床ずれ防止又は失禁等による汚染又は摩耗を防止できる機能を有するもの |
| 3 | 特殊尿器 | 自力で排尿できない人 | 尿が自動的に吸引されるもので難病患者等が容易に使用し得るもの |
| 4 | 体位変換器 | 寝たきり状態にある人 | 介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの |
| 5 | 移動用リフト | 下肢又は体幹機能に障がいのある人 | 介護者が難病患者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの  （ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く） |
| 6 | 褥瘡予防マット | 寝たきり状態にある人 | 床ずれ・褥瘡を予防する為のものであって次の①・②のいずれかに該当するもの  ①エアーマットと送風装置からなるもの②特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの |
| 7 | 入浴補助具 | 入浴に介助を要する人 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く） |
| 8 | 便　　器 | 常時介護を要する人 | 難病患者等が容易に使用し得るもの |
| 9 | 歩行支援用具 | 下肢が不自由な人 | 概ね次の①・②ような性能を有する手すり、スロープ等であること  （ただし設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）  ①難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえたもので必要な強度と安定性を有するもの②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具 |
| 10 | 特殊便器 | 両上肢機能に障がいのある人 | 温水温風を出し得るもので、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの  （ただし取替にあたり住宅改修を伴うものを除く） |
| 11 | 自動消火器 | 火災の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの |
| 12 | ネプライザー | 呼吸機能に障がいのある人 | 難病患者等が容易に使用し得るもの |
| 13 | 電気式たん吸引器 | 呼吸機能に障がいのある人 | 難病患者等が容易に使用し得るもの |
| 14 | パルスオキシメーター | 人工呼吸器を装着している人 | 人工呼吸器を装着する難病患者等が簡易に動脈の酸素飽和濃度を測定し、心肺機能が常時正常であるか確認できるもの |